

第1回

食品表示一元化検討会

平成23年9月30日（金）

午後2時00分 開会

○増田課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第1回食品表示一元化検討会を開催いたします。

私は、消費者庁食品表示課長の増田でございます。座長が選出されるまでの間、私が司会進行を担当させていただきます。

初めに、後藤副大臣よりご挨拶を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○後藤副大臣 大変お疲れさまでございます。第1回目になります食品表示一元化検討会、本当に委員の先生方におかれましてはお仕事それぞれお持ちになりながら、お忙しいところお集まりになりまして、ありがとうございます。

今日、この食品表示一元化ということで、ある意味では非常に懸案であったもの、いろんなJAS法も含めた法律の体系の中で、消費者の方にやはり少し、もっと工夫をしながら、消費者の選択にもっとプラスになってほしいという声が根底にあったと思います。今日はたくさんの傍聴者の皆様方もいらっしゃっております。多分そういう意味では、この食品表示の検討会の議論を非常に注視しながら、国民の皆様方が非常に関心を持っているという、その裏返しでもあるというふうに思っています。

私も、9月の下旬からスタートしております野田内閣の中で、山岡消費者及び食品安全担当大臣を支える副大臣という立場で、皆様方と一緒に、この検討会が一番いい形で結論が出るようにフォローをしていきたいと思っておりますので、先生方におかれましては、ぜひよろしくお願いいたしますと思っております。

また後ほどお話があると思っておりますが、たくさんの国民の皆様方のご関心の高さということでは、たくさんの時間をなかなかかけるわけにもいかないということも聞いております。来年の初夏を目途に一定の議論の集約をお願いし、当然、法律制度の大きな改正につながっていくものになると思っております。その点については、政府の中、また国会の中でも十分議論ができるように、私ども、全力を尽くして対応していくことをお約束申し上げます。

そんな中で、春から夏になって、秋にもうなってしまうました。今年は3・11という本当に大きな被害が出た大震災があり、また、8月、9月には台風12号、15号という自然災害がある中で、表示というものを先生方にご議論をいただくわけでありましてけれども、国民の皆様方は、食品の安全・安心ということに対していろんな思いを持っているということも現実だと思っております。それぞれ、学識経験者の先生方、また消費者団体の皆様、そして自治体の方、そして食品のお仕事をされている方、流通業界の方、たくさんの先生方がこの委員となって構成する検討会でございます。ぜひ闊達な議論の中で、冒頭申し上げましたように、いい形で議論が収斂でき、新しい食品表示の一元化に向けた取組みの大きなベースとなるように、心からこの検討会の在り方をお願いし、重ねてになりますが、山岡大臣ともども、私自身も全力でこの委員会の運営についてお支えをすることを重ねてお誓いして、冒頭のお願いのご挨拶にしたいと思います。

どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○増田課長 ありがとうございます。

後藤副大臣には、他のご公務がありますので、これで退席させていただきます。

ありがとうございました。

(後藤副大臣退席)

○増田課長 続きまして、委員の皆様をご紹介いたします。お手元の委員名簿にございますとおり、この検討会は16名の委員で構成されております。席の順番にご紹介申し上げます。

なお、手島委員におかれましては、本日ご欠席というご連絡をいただいております。

それでは、あちらのサイドから、池戸委員でございます。

○池戸委員 宮城大学の池戸でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○増田課長 市川委員でございます。

○市川委員 食のコミュニケーション円卓会議代表の市川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○上谷委員 財団法人日本食生活協会の上谷でございます。よろしくお願ひいたします。

○増田課長 鬼武委員でございます。

○鬼武委員 日本生協連の鬼武です。よろしくお願ひいたします。

○増田課長 迫委員でございます。

○迫委員 日本栄養士会の迫でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○増田課長 田崎委員でございます。

○田崎委員 東京都の食品危機管理担当の田崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○増田課長 中川委員でございます。

○中川委員 神戸大学の中川でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○増田課長 仲谷委員でございます。

○仲谷委員 日本チェーンストア協会の仲谷でございます。よろしくお願ひいたします。

○増田課長 中村委員でございます。

○中村委員 食品安全グローバルネットワークの中村です。よろしくお願ひします。

○増田課長 二瓶委員でございます。

○二瓶委員 日本惣菜協会の二瓶と申します。よろしくお願ひいたします。

○増田課長 堀江委員でございます。

○堀江委員 一般財団法人ベターホーム協会の堀江と申します。よろしくお願ひいたします。

○増田課長 丸山委員でございます。

○丸山委員 神奈川消費者団体連絡会の丸山と申します。よろしくお願ひいたします。

○増田課長 森委員でございます。

- 森委員 食品産業センターの森と申します。よろしくお願ひいたします。
- 増田課長 森田委員でございます。
- 森田委員 消費生活コンサルタントの森田と申します。よろしくお願ひいたします。
- 増田課長 山根委員でございます。
- 山根委員 主婦連合会の山根でございます。よろしくお願ひいたします。
- 増田課長 続きまして、消費者庁からの出席者を紹介いたします。
福嶋長官でございます。
- 福嶋長官 どうぞよろしくお願ひいたします。
- 増田課長 神宮司審議官でございます。
- 神宮司審議官 よろしくお願ひいたします。
- 増田課長 平山企画官でございます。
- 平山企画官 平山です。よろしくお願ひいたします。
- 増田課長 谷口補佐でございます。
- 谷口課長補佐 よろしくお願ひいたします。
- 増田課長 ここで、カメラの方はご退席をお願ひいたします。報道関係の方も傍聴席のほうにお移りいただきますよう、お願ひいたします。

(報道陣退席、移動)

- 増田課長 それでは続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。
- 平山企画官 では、お手元の議事次第に配布資料の一覧を掲げてございます。本日の資料といたしまして、開催要領(案)、それから食品表示をめぐる事情、それから今後のスケジュール(案)、この3種類をお手元に配らせていただいております。ご確認のほど、よろしくお願ひいたします。

よろしゅうございませうか。

議事の途中でも、落丁、欠落等ございましたら、ご連絡いただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 増田課長 それでは、議事に当たりまして、当検討会の開催要領についてご説明いたします。
- 平山企画官 では、私のほうから、開催要領(案)につきまして、簡単にご説明申し上げます。資料1をご覧くださいようお願ひいたします。食品表示一元化検討会開催要領(案)でございます。

まず、第1のところ趣旨を書かせていただいております。

これまで、消費者庁におきましては、JAS法など食品表示の関連法令の統一的な解釈・運用を行ってまいりました。さらには、それぞれの制度の運用改善を行いつつ、課題の把握を行ってきたところでございます。今般、その課題の把握などについて一定の成果が得られたということがございますので、本検討会を開催いたしまして、消費者、事業者の皆様のご意見を伺いながら、食品表示の一元に向けた検討を開始するというのが趣旨で

ございます。

それから、第2といたしまして、検討項目でございます。

1といたしまして、食品表示の一元化に向けた法律、法体系のあり方ということ、それから2といたしまして、消費者にとってわかりやすい表示方法のあり方ということでございます。それから3つ目、一元化された法体系、そのもとの表示事項のあり方などなどについて、この検討会でご議論いただければと思っております。

それから第3、スケジュール等でございますが、現行制度の諸課題とか、あと海外、いろいろな諸外国がございますので、その食品表示制度の現状などを踏まえながら、あと関係者の皆様のヒアリング、ご意見を伺いながら検討を進め、来年の6月ぐらいをめどに報告書を取りまとめていきたいと思っております。

それから、第4以下でございますが、これは本検討会の運営ルールというものでございます。

まず構成員等でございますが、まずは1としまして、今ここにお集まりいただいている委員の皆様が構成員ということでございます。その中からお一人、座長を置かせていただきます。2といたしまして、座長は委員の皆様の互選ということで選任し、検討会を統括いただくということでございます。3といたしまして、あらかじめ座長代理を置きたいと思っております。

それから、第5の運営でございます。1のところ、検討会の庶務でございますが、消費者庁食品表示課で担当させていただきます。それから2といたしまして、本会議は原則として公開ということで行いたいと思っております。それから3といたしまして、今会議の資料でございますが、会議の終了後、消費者庁のホームページなどによって公表したいと思っております。それから4といたしまして、会議の議事録でございますが、会議の終了後、委員の皆様のご了解をいただいた上で、消費者庁のホームページなどに公表していきたいと思っております。5といたしまして、この要領以外に必要な手続きにつきましては、座長とご相談の上、別途定めるということにさせていただきたいと思っております。

簡単でございますが、以上でございます。

○増田課長 開催要領につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

ご意見がないようでしたら、この開催要領の「案」を取りまして、開催要領として制定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○増田課長 皆さん異議なしということで、開催要領としたいと思っております。

次に、この開催要領に基づきまして、当検討会の座長を選出していただく必要があります。座長につきましては、委員の互選ということになっております。ご意見がございましたら、よろしくご推薦お願いいたします。

迫委員。

○迫委員 それでは、食の安全・安心の政策について大変造詣の深い、宮城大学の池戸先生に座長をお願いできればと思いますが、推薦させていただきます。

○増田課長 今、迫委員のほうから池戸委員を座長をお願いしたらどうかというご提案がございました。皆様方、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○増田課長 異議がないということですので、それでは、池戸先生に座長をお願いしたいと思います。

それでは、座長席のほうにお願いします、池戸先生。

それでは、池戸座長のほうからご挨拶をいただきたいと思います。

○池戸座長 皆さん、今日は本当にお疲れさまでございます。池戸でございます。高い席からちょっと失礼いたします。

また、先ほどは座長ということで指名され、またご承認いただきまして、本当に恐縮でございます。

今日はこのようにたくさんの傍聴者の方がおられていまして、関心の高い、また重要な検討会であるということ象徴しているかと思えます。傍聴者の人にはちょっとお尻を向けちゃって、すみませんが、失礼いたします。

ご案内のとおり、この食品表示に関しましては、食材とか食品を供給者から消費者のほうに提供するというときの情報の重要な媒体という位置付けになっておりまして、特に健全な食生活を実現するためには、もう必要不可欠な役割を果たしているということはお案内のとおりかと思えます。それからもう一つの観点としては、大変申し訳ありませんが、供給サイドと消費者サイドの信頼の大きな絆という位置付けにもなっているかと思えます。ですから、原点に戻りますと、両者が非常に重宝な位置付けであって、またこれを十分理解して活用すると、そういうことが本来の機能を発揮する役割を果たしているんじゃないかと思っております。

先ほど、事務局、また副大臣からもご挨拶ございましたように、長い歴史の中でいろいろと課題も多くなってきたということでございますので、一元化の方針が決められ、また、この検討会が設置されまして、先ほどの開催要領にも書いてございましたように、この法体系のあり方についてどうしたらいいかとか、それから、消費者のための表示ということになりますと、どういうやり方がわかりやすいかとか、その辺の議論をこの検討会で任されているわけでございます。非常に、多分今日は、それぞれ委員の皆様方、そういう使命と責任感を抱きながらご出席されているかと思えます。ぜひともそれぞれ皆様方のお力をお借りし、かつ知恵を出し合って、この検討会の目的が達せられて成果が出るということを心から願っております。

私も非常にこういう進行役になれているわけでございませぬので、ぜひとも進行につきましてもご協力をいただきたいと思っております。

座長ということなので、簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○増田課長 ありがとうございます。

これからは池戸座長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○池戸座長 それでは、私のほうでこの検討会を進めさせていただきたいと思っておりますけれども、その前に、先ほどご説明いただき、ご承認いただきました開催要領に、座長は私ということなのですが、事故があった場合のことも考えて、座長代理の方を決めておくということになっております。これについては、もし皆様方のご了解が得られれば、私のほうから指名させていただきたいと思っておりますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○池戸座長 それでは、本当に恐縮なんですけれども、中川先生にぜひともお願いいたします。私も中川先生も両方とも新幹線で来るので、両方、新幹線が止まったらちょっと危ないんですけれども、そういうことはあまりないということをお願いしまして、ぜひともよろしく申し上げます。

それでは、お認めいただいたということで、早速具体的な議題に入りたいと思っております。

今日は、この一元化検討会、初回でございますので、まず、食品の表示をめぐる事情について、事務局からご説明をいただきたいと思っておりますが、これも説明すると非常に時間がかかりますので、非常にうまくまとめておられる資料に基づいてご説明いただくということになっておりますので、事務局のほう、ひとつよろしくお願いいたします。

○平山企画官 では、私のほうから、資料の2「食品表示制度をめぐる事情」に基づきまして、簡単にご説明をいたしたいと思っております。

1枚おめくりいただきますと、目次がございます。ご覧いただきますように、IからIIIまでの3つの部分、あとそれから、参考ということで表示の具体例というものを掲げさせていただきます。順次ご説明申し上げます。

1枚おめくりいただきますと、Iといたしまして、食品表示に関する制度ということで、簡単に制度の概要についてまとめさせていただいております。

さらに1枚おめくりいただきますと、2ページでございますが、食品表示に関する制度ということでございます。ここは、委員の皆様は非常にご案内のことかと思っておりますけれども、簡単に、食品表示をめぐる法律、その制度についてご説明申し上げます。

まず、食品表示に関する主な法律でございますが、左側でございますように、食品衛生法、いわゆるJAS法、それから健康増進法、この3法に基づきまして、それぞれの目的に基づきまして、ルールが決まっているということでございます。それぞれ3法の関係は左下に図示してございますけれども、それぞれの目的ごとに原材料名なり名称、例えばアレルギー物質の表示、あとは栄養表示といったもの、それぞれの役割分担で表示しているところでございます。

右側でございますけれども、これは具体的な表示例でございます。具体的な表示例に基づきまして、アンダーラインにより、JAS法に基づく部分、食品衛生法に基づく部分、

それから双方に基づく部分、それから健康増進法に基づく部分ということで図示してございまして、このような表示が実際になされているということでございます。

それから続きまして、1枚おめくりいただきますと、もう少し細かい話なんですが、食品表示の基準でございます。

一番左側のJAS法でございますけれども、ここは、上にございますように、消費者の選択に資するということに基づきまして基準ができております。大きく、生鮮食品、それと加工食品、それぞれの品質表示基準が定められてございます。さらには細かく、それぞれごとに個別の品質表示基準が、3品目、46品目、それぞれ決められております。さらに下のほうにございますように、遺伝子組み換えにつきましては、それぞれ別の品質表示基準が定められているところでございます。

それから真ん中、食品衛生法でございますけれども、ここは、上にございますように、食品の安全性の確保という観点から基準が定められてございます。以下、対象品目は下に掲げられているとおりでございます。

それから一番右、健康増進法でございます。健康増進法は大きく2つ内容がございまして、いわゆる特別保健用食品を始めとする特別用途表示、それと、いわゆる栄養成分というものを代表する栄養表示基準というものが定められてございます。特別用途表示につきましては個別に許可を与えているということ、それから、栄養成分等につきましては栄養表示基準、これ告示でございますけれども、それに則って、熱量、あとは主な栄養成分、それぞれについて、そのルールに従って表示していただくということになっておるわけでございます。

1枚おめくりいただきますと、今度はそれぞれの食品表示を担当する行政側がどういう仕組みになっているかということでございますけれども、真ん中に我々消費者庁がございまして、企画立案、それから執行、これを一元的に管理しているということでございます。

それから、右側にございますが、消費者委員会がございまして、例えば、我々が先ほどご説明した表示の基準をつくった場合に、その中身をご審議いただくということで消費者委員会のほうに諮問し、ご答申をいただくという形になってございます。

さらに左側でございますけれども、厚生労働省、農林水産省、ここにつきましては執行ですね。まさにルールを決めた後の執行のところで関係省庁と連携して、密接な連携をして執行の業務を実施するという形になっているわけでございます。

それから続きまして、1枚おめくりいただきますと、5ページでございます。これは参考でございますが、消費者庁ができる前の業務ということでございまして、左側、厚生労働省、それと農林水産省が、それぞれの担当をしていたということ。さはさりながら、右にございますように、食品表示に関する共同会議というものを設けてございまして、いろいろな基準の設定とかの場合には共同して、密に連携をとって仕事を進めていたということでございます。

1枚おめくりいただきますと、先ほど開催要領にございましたように、海外、諸外国の

ことはどうなっているかということがございましたので、各国の食品表示の現状を整理させていただきました。

1枚おめくりいただきますと、6ページということですが、これは食品表示に関する国際的な、一般的なルールについてご説明してございます。

ご案内のとおり、WTO協定の中にTBT協定がございます。その中では、日本も含めた加盟国がいわゆる国内のルールをつくる時に、それに関連する国際的なルールがある場合には、それを基礎としてつくることがルール化されてございます。食品表示につきましては、いわゆるコーデックス委員会がつくった規格、これが国際的な規格として認められてございますので、各国、協定を承認している国におきましては、コーデックス規格を参考にしながら国内ルールをつくるということでございます。

コーデックス委員会、いろんな部会がございますけれども、食品表示部会、それと栄養・特殊用途食品部会、こういう部会がございますして、そこに消費者庁が参加しております、数々の議論に参加しているというところでございます。部会の詳細は以下に掲げてございますので、これは後ほどご参照いただければと思います。

続きまして、1枚おめくりいただきますと、7ページでございますけれども、これ各国、そんなに多くの数ではないんですけれども、代表的な国の食品表示の現状というものを整理させていただきました。

まず、7ページ目はEUでございます。

左側のところに義務的な表示が何かというものを掲げてございますけれども、EUにつきましては、名称、内容量、原材料名、あとは、期限につきましては消費期限か賞味期限のいずれかということ、それから製造者。あと、若干条件が付きましても、特別な条件がある場合は使用方法、保存方法。あと、生産国につきましては、その表示がないと消費者に誤解を招くということがありますので、その場合は表示するという。それから、該当する場合には遺伝子組み換え食品、有機食品を表示ということがルール化されております。

それから右でございますけれども、原材料表示ということでございますけれども、ここは基本的に、すべての原材料が多い順に表示されるということでございます。ただ、全重量の2%以下の割合を占めるという場合は、最後に順不同で表記してもよいということになってございます。

それから1つ飛んで、食品添加物でございますけれども、これは原則表示ということなんでございますけれども、例えば加工補助剤とか、あとは一定の基準の香料の溶剤とかいったものについては、表示義務が免除されているということでございます。

それから、一番下のアレルギー表示でございますけれども、ちょっと左の下に長々と書いてしまったんですが、付記III a というところに対象品目が書いてございまして、そこに掲げられているもので最終製品にある場合というものについては、表示をするというのがルールとなっております。

1枚おめくりいただきまして、8ページでございますが、これはアメリカでございます。アメリカにつきましても、左側のほうに義務表示をまず書かせていただいております。まず名称、内容量、原材料名、使用方法、調理方法、保存方法、あと製造者・生産国、これが一応義務となっております。ただ、例外規定といたしまして、その下、栄養表示につきましては、一部につきましては自主的な表示プログラムというもので表示しても構わなかったり、あとは強調表示のみ義務づけられているということのようでございます。それから一番下、消費期限・賞味期限につきましては、加工食品のうちの、さらに乳児用の食品というものにつきましては義務なのですが、その他については任意ということになりました。

それから右でございますけれども、原材料表示、これは重量順に記載するという、それから、重量が2%未満については原材料のリストの最後に、こういうものが含まれているといったことが記載できるということでございます。

原産地表示につきましても、そこに掲げられているものは義務表示でございまして、例えば加工食品は義務表示ではないということのようでございます。

それから、食品添加物でございますけれども、そこにございますように、例えば承認を受けた保存料とか、あとは一定の着色料といったものについては、表示は義務ということになっているようでございます。

それから一番下、アレルギー表示、これは基本的な8品目を中心に表示をするということになっておりまして、二次的な添加物についても表示ということになっているようでございます。

続いて、1枚おめくりいただきますと、9ページでございますが、ここに韓国の食品表示の現状について資料を載せさせていただきました。

左のところでございますけれども、まず、義務表示につきましては、名称、内容量、原材料名、保存方法、あと消費期限と販売期限、これはいずれかでございますね。それから製造年月日、これが義務ということ。それから、食品によって若干差異があるわけですが、その表にございますように、生鮮、加工、健康食品ごとに義務表示されるものが決まっているということでございます。ご覧いただくように、加工食品が一番義務表示が多いことがうかがえるかと思えます。

それから、右にまいりまして、原材料表示でございますが、ここもEU、米国とほぼ同様でございますけれども、すべての原料を重量順で記載と。それから、韓国につきましては、重要なもの、あとは特徴的な原料につきましては割合も表示するというふうでございます。

それから、原産地表示でございますけれども、特定の原材料が半分以上を超えるものは1つ、それ以外の場合については上位2位までを表示するということがルールとなっているようでございます。それから、基本的に食品531品目について原産地表示をするということ。それから、一定の外食で、かつ一定のメニューにつきましては原産地表示が要ると

いうことをございます。

それから、食品添加物ですが、基本的には表示ということなんですけれども、ただ、ここにありますように、キャリーオーバーといった場合は表示を必要としないということになっております。

それからアレルギー表示、これにつきましては、そこに掲げられている品目につきましては表示ということ。あと、いわゆる、例えば工場でまざるといった、交差汚染みたいなものについての可能性についても表示するというのがルールのございます。

今まで、EU、米国、韓国、ご説明しましたが、その資料の左下にございますように、平成21年の調査をもとにしておりますので、若干ちょっと内容が古い面もあるかと思ひますので、その点をご了解いただければと思ひます。

1枚おめくりいただきますと、Ⅲといたしまして、本検討、一元化の検討にあわせて検討するということとされている事項について、簡単に資料を用意させていただきました。

1枚おめくりいただきますと、10ページでございますが、いわゆる栄養表示の義務化に向けた検討ということでございます。

上の四角にございますように、栄養表示基準に基づき必要な表示をするというのがルールでございますが、その義務化に向けまして昨年の12月から、当庁、消費者庁におきまして栄養成分表示検討会を開催してまいりましたが、本年の8月23日に、例えば表示の適用範囲、わかりやすく活用しやすい表示方法、あと監視・執行のあり方等々について、引き続き検討がなされることが適当という報告がなされております。

栄養表示につきましては、その右にございますように、世界の各国でも徐々に義務化されているという傾向となっているようでございます。

それから、1枚おめくりいただきまして、11ページでございますけれども、ここは、いわゆる健康食品の表示についての資料でございます。

健康食品の表示につきましては、おとし、平成21年11月から当庁におきまして健康食品の表示に関する検討会を開催いたしまして、上にございます3項目などを中心に議論を重ねてまいりました。それで、去年の8月に一定の論点整理がされたというわけでございますが、その中で、我々消費者庁において対応すべき方策と、さらには、右側でございますが、消費者委員会においてさらにご議論いただくといったものに整理されたところでございます。

1枚おめくりいただきますと、今度、その検討会の議論を受けまして、消費者委員会における検討というのが今年の2月からスタートしたわけでございます。それで、今年の2月から検討を開始し、今年の6月に報告書が取りまとめられたわけでございます。

報告書の概要といたしましては、その中段、青い色を塗っておりますけれども、報告書の概要ということでございまして、主に3点ほど報告書が出されております。

まずは科学的知見の収集ということで、これは事業者の方が、健康食品に関する新たな科学的知見を収集し、報告する制度を検討すべきではないかといったこと。あと健康食品

の再審査の手續開始後の情報提供ということで、審査状況などの情報を消費者の皆様幅広く提供する方策を検討してはどうかということ。それから、許可の更新制ということでございまして、これについても基準明確化とか、有効期間の設定、あと審査体制といったものについては検討を開始すべきではないかということで、消費者委員会のほうからご提言をいただいているところでございます。

続きまして、もう1枚おめくりいただきますと、13ページ、加工食品の原料原産地表示の話題でございます。

これにつきましては従来から、品目ごと徐々に増やしてまいりまして、今年の3月にも、いわゆる黒糖及び黒糖加工品、それと昆布巻きにつきまして対象品目を拡大したところでございます。

さらに昨年の12月に、これは消費者委員会のほうでございますけれども、食品表示部に原料原産地表示拡大の今後の進め方に関する調査会が設けられまして、検討が進められてまいりました。本年の4月に調査会の報告がまとめられまして、我々、今回その検討会で検討される、そして新たに制定される法体系のもとで、原料原産地表示の対象品目とか、あとはその選定方法というものが、改めて設定されることが期待されるという報告書が出されたところでございます。

続きまして、もう1枚おめくりいただきますと、今度は参考ということでございまして、これから食品の表示をご議論いただく際に、やはり一体その食品表示は今どうなっているかというものを視覚的にご覧いただくというために資料をご用意させていただきました。

1枚おめくりいただきますと、14ページ、ここはまず一般的な表示でございまして、まず左側のほう、これは生鮮食品でございます。左上が、これはパッケージされたアサリでございまして、「あさり」という名称、それから「熊本県産」、どこで採れたかといったこと等が書いてございます。左下隅でございますけれども、これはご覧いただくようにタマネギでございまして、スーパーの店頭でパッケージされずに販売されており、いわゆるPOP表示ということで、「たまねぎ」ということと、あと、どこで採れたと、「北海道産」ということが書いてあるわけでございます。右下でございますが、これは輸入のグレープフルーツでございまして、これはパッケージされてございまして、名称と原産国が書かれてございます。

ちょっと順不同でございますけれども、右上でございますが、ここは加工食品でございまして、いわゆるシチューのルーでございます。品名、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法等々が記載されております。これもルールに従って記載されてございます。

1枚おめくりいただきますと、これ実は1つの商品、これ全部1つの商品に書いてある、いわゆるカップめんでございますけれども、カップめんにこれだけの表示が書いてあるということでございます。左上がいわゆる一括表示、それから上の右が遺伝子組み換えの表示でございます。それから、左下が栄養成分の表示でございます。右の下2つがアレルギー表示になってございます。これが1つのカップめんのパッケージに全部書いてあるとい

うこととさせていただきます。

それから、1枚おめくりいただきますと、16ページでございます。ここはアレルギー表示の具体例でございます。

左上が一括表示欄への記載例と、これが基本かと思うんですけども、それ以外に、例えば上の真ん中、絵を用いた表示ということで、わかりやすく表示した例でございます。それから、左の下でございますけれども、これは表形式による表示ということでございまして、これも、含まれているもの、含まれていないものが非常に明瞭にわかるかと思えます。それから、一番右側に文字による表示ということで、表示例を掲げてございます。

それから、1枚おめくりいただきますと、次は栄養表示でございます。

左側は基本的な栄養表示でございまして、一般的な表示事項、いわゆるカロリー、それからたんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムを表示している例でございます。それぞれ1食分当たりで書いてあったり、100グラム当たりということで書かれております。

右側に移っていただきますと、ここは一般表示事項以外の事項を掲げたものでございます。例えば左のマヨネーズでいきますと、オレイン酸、リノール酸、 α -リノレン酸、総脂肪酸などを表記しておるわけでございます。

さらに1枚おめくりいただきますと、これは原料原産地表示でございます。

左側は、いわゆるコンニャクでございまして、「こんにゃく粉」、これが国産だということが表記されております。

それから右でございますけれども、上はニンニクのしょうゆ漬け、漬物でございますけれども、中国産のニンニクが使われているということで、それから、右の下はお茶のティーバッグでございますけれども、国産のお茶を使っているということが明記されてございます。

それから、これは最後になりますが、遺伝子組換えの表示、次の19ページでございますけれども、左側のほうに、任意表示でございますけれども、遺伝子組換えでない、使っている大豆がいずれも遺伝子組換えでないものだということが明記されてございます。それから、その右側でございますけれども、ソルビトール、表示対象品目ではなってございませんが、任意で、不分別だということを明示している例でございます。

大変駆け足で申し訳ございませんが、食品表示制度をめぐる事情、簡単にご説明させていただきます。ありがとうございました。

○池戸座長 ありがとうございます。

限られた時間で、極めて要領よくご説明していただきました。表示の今の制度と、それから各国の表示の現状、それから、この一元化の検討にあわせて検討するという事になっている事項についてもご説明をいただきました。参考で、今、市場のほうで実際にやられている表示の例、これもビジュアルに載せていただいております。

今の事務局のほうからのご説明、それから今お配りしてご説明していただいた資料につきまして、何かおわかりにならない点とか、ご質問等ございましたら、お願いします。

順番に、はい、どうぞ。

○中村委員 18ページの「玉こんにゃく」ですが、確か表示のルールでは、コンニャク用凝固剤というのはなかったんじゃないですかね。豆腐用凝固剤というものは存在しているんですけども、表示のいわゆる一括名のところで、コンニャク用凝固剤というのは確かルール上ないんじゃないかと思うんで、これはいかに、これはどのように解釈なさっておられるんでしょうか、消費者庁におかれては。質問です。

○池戸座長 これ、もう具体的な話になっちゃったんですが、ちょっと待ってください。それは、今ちょっといいですか。

そのほかで、その間にご質問ありますか。

はい、どうぞ。丸山委員、お願いします。

○丸山委員 出していただいて説明していただいている資料との関係なんですけれども、若干意見も入っていてよろしいでしょうか。お願いということで、よろしいでしょうか。

○池戸座長 はい、どうぞ。

それで、念のためにちょっと申し上げておくと、この後にまたそれぞれ、せっかくなので、ご意見もいただくことになっていきますので、今の場でもいいですし、その後でも結構です、どちらでも。

どうぞ、今。

○丸山委員 表示の一元化は大変懸案でもありますし、それから、わかりやすく、そして使える表示というのは消費者の願いでもあります。ですから、その意味で、今回の一元化を検討するに当たって、あえてちょっと、こういうようなことについて前提としてお願いをしたいということについて申し述べたいというふうに思います。

今回、食品についての表示の一元化ということですが、そもそも、商品についての表示ということについて、共通了解をちゃんとつくったほうがいいんじゃないかということでもあります。商品についての表示について、何を押さえなければいけないのか、何のために表示するのか。言いかえれば、何のために、誰のためにということについてというのを、一元化の、これからもう一度体系化をするということでもありますから、そこのところについて押さえておくことがとても大事であろうというふうに思いますし、そしてまた、せっかく消費者庁が所掌になって行われるものでもありますので、そういうようなことをちゃんとやるのが、そもそもの消費者庁の存在の価値の一つのあらわれでもあるかというふうに思いますので、その辺のところについて押さえるということをぜひ。時間をとる必要はないと思いますけれども、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

その関係で、ご挨拶の中でも、表示というのは信頼の絆だというお話もありました。そしてまた、商品を選ぶために表示というのは必要でもありますし、そのいわゆる選択によって、やっぱり社会はよくなるんだというふうにも思います。

また、困っている人たち、例えばアレルギーが代表的でありますけれども、健康の関係だとかというのも含めてありますので、何のために、誰のためにというのについては、食

品というふうに限らず、非食品も含めて共通のものとして考えられるというふうに思いますので、それをぜひ、これを、要は各論といいますか、食品に入る前のところで共通にできればということで、お願いいたします。

○池戸座長 貴重なご意見、ありがとうございます。

そのほか。はい、どうぞ、鬼武さん。

○鬼武委員 資料2、まとまった資料で、大変わかりやすく説明していただきました。

1点だけコメントをします。先ほど、事務局から特に諸外国の食品表示の規制について平成21年の内閣府の調査の結果に基づいていろいろご説明が報告されておりました。先ほど事務局のほうからの説明でも、最新のアップデートされたものではないということを書き記されていましたが、確かにEUでは2008年からわかりやすい消費者への情報提供ということで、今年の7月にはEUのほうで採択されて、10月1日にはオフィシャルジャーナルにきちんと載るという予定になっています。新しい法体系ができて、その中ではアレルギー表示なり、原産地表示なり、字の大きさなり、栄養表示なり、これまで欧州委員会、理事会、議会それぞれ3年間を費やして議論した結果に基づいて、相当丁寧にやっている中身（消費者への情報提供のなかで詳しく表示が議論されている）がありますので、旧い法律体系の内容でなく、今後アップデートされた内容について報告していただくなり、参考資料で出していただいたほうがよろしいかというふうに思いました。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

そのほか。はい、どうぞ。

○山根委員 ちょっとお伺いしたいんですけども、先ほど開催要項の中で、消費者庁において今般、この食品表示制度について一定の成果が得られたということ、説明があるわけですけども、これは何かまとめられたものというのがありますでしょうか。それがこの今の資料の2から読み取るというか、ここに反映されているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○池戸座長 もう少し具体的に、ちょっとご説明をしていただいたほうがいいですね。先ほどの開催要領のほうに書いてある趣旨のところですよ。

○増田課長 一定の成果というのは、内部的にいろいろ検討を進めてきたということで、外に出しているもの等はございません。

一方、制度の趣旨等については、例えばこういったような資料を随時ホームページ等に出して、皆様方へ、制度あるいはいろいろな課題等について示しておるところですが、開催要領に書いてあるとおり、一定の成果を取りまとめたということではございません。いろいろ内部の検討をして、検討会を開催する内部的な準備が整ったというふうに理解していただければと思います。

○池戸座長 よろしいですか、そのほか。

この後、さっきも申しましたように、ちょっとそれぞれですね。もう既に丸山委員から

は提言的に貴重なご意見いただいたんですが、それぞれの委員からお考えをお聞きしたいと思っておりますけれども、ご質問、特にありますでしょうか。

はい、どうぞ。

○迫委員 11ページについて、ちょっと質問をさせていただきたいと存じます。

健康食品の表示に関する検討会ということで、ここの中では特定保健用食品の関係と、それからいわゆる健康食品と言われる部分と、その両面について検討され、その検討を受けて、その次のページの消費者委員会における検討で、特保について重点的に調査会で検討されたというふうに思っております。

こういう検討の中で、いわゆる健康食品と従前定義をしていた、それを健康食品というふうに定義をしてしまうのかどうかという、これはかなり重要な問題だと思っております。食品というのは本来健康に資するものを、すべてを食品と言うはずでありますので、一定の機能等々について、特に証明されていないような機能等々について、健康食品というジャンルで扱ってしまっているのかどうかというところについて、このシートのづくりも含めて、質問させていただければと思います。

○池戸座長 今の時点で、ご質問で、どうですか。

○増田課長 おっしゃるとおり、健康食品というのは明確な定義はございません。俗に、いわゆる健康食品と言っているものでございます。これはまさに検討会の名前、かぎ括弧で書いてあるものでございますが、取り扱っている内容は、まさにいわゆる健康食品ということでございます。もうちょっと丁寧に表記すべきだったかもしれません。

○池戸座長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そのほか、いかがですか。よろしいですかね。

恐らくこの後、個別の課題について議論するとき、先ほど鬼武委員とか、いろんなご意見をいただきましたけれども、また詳しく追加的な資料なんかも用意していただければと思っておりますので。

それでは、ご質問も含めて結構ですので、今日はちょっとメインテーマでということはないんですが、初めてなので、それぞれの立場の方がお集まりでいただきますので、この検討会の進み方についてのご意見でも結構ですし、日ごろお考えになっている問題点とか、そういうのも結構でございますので、簡単に結構でございますが、ご披露いただきたいと思っております。

それで、ざっと数えたら15人おられるんですね。この後、今後のスケジュールのご説明もありますので、制限するつもりは全くないんですが、計算したら、平均4分で大体1時間かかりますので。この後ご都合のある委員もおられるということでございますので、また意見ご披露する機会はこれから存分にあるかと思っておりますので、私、座長として、できるだけ4分前後ぐらいで——それはあまりこだわらなくていいですよ——お話、ご説明、ご意見いただけたらと思っております。

それで、いつも私、アイウエオ順で私はいつも損するんですけれども、この名簿に沿っ

てですね。すみませんが、私は座長なので最後にやらさせていただきますので。すみませんけれども、市川委員のほうからご意見をいただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。

○市川委員 市川でございます。

消費者の立場から、現行の表示ルールが複雑でわかりにくいということと、それから誤解を招いているということ、そして、これからの一元化の表示に期待をしたいという3点述べたいと思います。

食品の表示というのは、私たち消費者は毎日身近に触れるもので、大変重要なものです。これがわかりやすく公平なルールのもとに表示されて、消費者がそれをしっかりと理解して読み取ることができれば、適切に情報を得ることができると思っています。これは大変役に立つものだと思っていますのですが、現状では表示のルールが非常に複雑でわかりにくく、そもそも、その表示のルールを学ぶ機会も十分ではないのかなと思っています。そのため、表示を適切に読み取っているという状況ではない。つまり、その表示が本来備えている、正確な情報を伝えるという、その機能が十分発揮されていないと思っています。加えて、誤解を招いているようなケースもあるのではないかなと思っています。

1つ目の、表示のルールが複雑でわかりにくいという点に関しましては、具体例としてはアレルギー表示の規定、特に代替表示がどのようなものなのかというのがわかりにくいと思っています。それからまた、一括表示の中で括弧付きで表現するもの、それがいろいろあって、商品を見たときに非常に見づらい、見にくいと思っています。このようなことは、わかりやすく工夫するという前にも、そもそも消費者にとって重要な表示は何なのかというようなこと、そういう視点も大事かなと思っています。

2つ目に、誤解を招いているようなケースとして、例えば遺伝子組換え不使用とか、糖類ゼロとか、そういうものです。つまり、前者は消費者の選択に資すると、後のほうは健康増進のためということに建前としてはなるのでしようけれども、結局は、不使用とか、ゼロだとか、体によいとか、品質がよいとかというふうに、現状、消費者をミスリードしていると私はとらえております。無添加についても、法令で定めはありませんけれども、やはり一般の消費者の人は体によいのではないかなと受けとめているような気がしております。健康増進の趣旨でゼロという表示をもしよしとするのであれば、それ以外の理由でのゼロという表示が混在すると、消費者の人は混乱すると思います。現状、混乱していると私は思っています。私個人的には、ゼロなどの表示はしない方向があってもいいのかなと思っています。私は、食品の表示というのは本来、使ったものを適切に書く、使ったものを知らせるといふ、そういう基本姿勢が望まれるのではないかなと思っています。

これからの議論への期待として、一般的に消費者の側から食品に求めている基本的なこととしては、まず安全性、それから栄養性、それからおいしさ、そして利便性とか、そして欠かせないものとして、私は経済性があると思っています。この5項目のどれが外れても、実際問題としては、消費者は困ると思っています。これから議論が始まる表示一元

化の課題においても、この5項目にきちんと対応していくことを願っております。そして、これからの議論が、消費者と事業者の間に一番足りていないと言われる前向きな信頼関係、そういうものを醸成していくことにつながることを期待したいと思っております。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

それでは引き続きまして、上谷委員、お願いします。

○上谷委員 日本食生活協会の上谷でございます。

随分前、1年ぐらい、2年ぐらいですかね、薬事法の委員会で、相当この表示についてやりました。数がだんだん、対象食品が多くなりまして、ここまでやるのかという感じがありました。今日、この表示の関係のページを、15ページをご覧いただくとわかり、カップめん一つ見てもこれだけのたくさん、もう書けばいいじゃないかというような感じを、私ども消費者として本当にここまで必要なんだろうかという思いが、常に思っていたところです。そういう中で、今お話がありますように、一括表示というのが、この一括ではなくて統一した意味で、各表示を統一していただければ、こんなに多くしなくても、消費者が一体何を求めているのかということで、安心・安全は確保できるのではないかというふうに思ったところです。

それから、16ページのアレルギー表示でございますけれども、この件について、あらゆる表示の方法がありまして、どれを見ても一つ同じじゃないところがあるんですが、これが、なんだったら一つ任意であっても統一できるんじゃないかというように思っておるところです。

そのようなことから今、食料を、いろんな災害等にあつて、お野菜不足だという部分が出てくる中で、原料原産地表示というところが、50%以上のときには地域名を入れるわけですけれども、ある意味ではコーデックスみたいな委員会も立ち上がっておりますので、よその国のフード・マイレージの高い食品も入ってきていますので、そういうもののところでどう表示していくかということを考えますと、この50%というのが、カット野菜なんかを考えますと微妙に、40%なら書かないでいいんじゃないかとか、生産者と消費者もどちらも利口にならないといけないのかなという部分があるんじゃないかと思いました。そのようなことから、やっぱり前進しましたのはナトリウム表示が統一されたということに、それは高く評価されるのではないかと考えております。

それから、先ほどもご質問がございましたとおり、健康食品の幅というものをある程度決めていただかないと、どこからどこまでを言うのかと。健康食品の場合、JASの場合というところの中で、どれがこの健康食品なのか。今、結構、高齢者の方々が限りなくお買いになるんですが、そういう中で表示を、これとこれは確実に幅がとれるというような表現ができると、表示の具体的な例を挙げながら普及・啓発できるのではないかと思った次第でございます。そのようなことから、同じ目線で食品表示を見ることができ体制をつくっていただきたいと思います。

また、就労婦人が多くなりまして、子育ての中でベビーフード関係がかなり多く普及しているということから、徹底的な許可申請等が行われておりますけれども、加工食品を使うという比率は高くなっております。そういう中で、スーパーを利用します婦人の場合はトレーサビリティ、ある意味ではその制度を多く使って追跡できますが、やはり先ほどお話がございましたとおり、ある意味ではスピード、それから値段、そういうものを優先する場合には、スーパーでなくてコンビニを利用するという形になりますと、トレーサビリティじゃなくて、早く食べられて単価が安くというようなところの競争にもつながっているのかなということは思いますので、一番店舗数の多いコンビニの中で、いかにこの表示の徹底を行っていくかということがあるのかなと思いました。何軒かスーパーを見て回りましたが、かなり表示は徹底されているんだなということを見させていただいたところでした。

そのようなことから、安心・安全を優先するという形が表示だろうと思いますけれども、消費者が一体どこまで表示を求めているのか、そういうところをもう少し、さきの会議でも同じような提言をしているんですが、どこまでを表示したらいいのかということが、書けばいいじゃないかと、任意でも、たくさん表示してあるところもあるんですけれども、そこまで要するのかという部分も若干あるかなと。あまりマニアックな形の表示にならないということ、それも大切なことかなというふうに思った次第でございます。

以上でございます。

○池戸座長 ありがとうございます。

続きまして、鬼武委員、お願いします。

○鬼武委員 日本生協連の鬼武です。

今日は初回ですので、5点について、4分間の時間内にコメントをさせていただきます。

まず、本検討会の役割ですが、私はこういうふうに思っています。今回、事務局のほうから提案ございました、食品衛生法、JAS法及び健康増進法という3つの法律を1つに束ねる。それを一元化というふうに呼ぶのですが、それは、これまで関係省庁と調整して、事務局レベルで、それは検討可能なことではないかと思っています。むしろ、ここに各分野からの16名の委員が参加しているわけですから、消費者のニーズの多様化とか科学技術の進展に対応するために、現行の法律の表示にかかわる規定のさまざまな問題点や矛盾点を明らかにするということが、それと新たに食品表示の、そういう面では新たな食品表示のあり方を検討するということが、本来のこの検討会の役割だというふうに認識をしています。

先ほど申し上げたように、EUでは2008年から消費者に対する食品情報の提供に関する規則がさまざまな形で議論されて、それがヨーロッパ議会、ヨーロッパ理事会及びヨーロッパ委員会で議論されて、それが最終的に今年の7月、ヨーロッパ議会において採択をされて、本年の10月にEUの官報告示にされるということで、ここでの各課題についてかなり丁寧にEUの中ではやられており、経過を含めて、施行されるようになっていきます。

繰り返しますが、本検討会では、これまでに指摘されているように、例えば消費者のニーズも変化してきています。それから、食品事業者からのいろんな要請、新しい要請事項もあるでしょう。それから、ナノマテリアルのような新しい技術に対応して、それがひょっとしては表示として必要かもしれません。したがって、第一義的には食品表示の理念について、理念がどうあるべきかということを検討すべきだというふうに1点目は思います。

それから2点目です。これは、これまで私は、いろんな食品表示に関係する検討会や審議会で発言していますが、国内だけのことでなくて、やはり国際的な視点からどうあるべきかかを常に検討すべきだというふうに思っています。

先ほど市川委員のほうから話がありましたが、例えば遺伝子組換え食品の表示というのは、日本はJAS法の品質表示、品質に関する事項として表示を促進してきました。一方、コーデックス、またはOECDでもそうですが、実質的同等性の概念に基づいて、品質とは関係せずに個別食品の評価をしているということになっていまして、これは現行の日本の法律で決められた表示の仕方のルールとはやはり少し異なっているように感じています。そういう点の議論も必要でしょう。

それから、原料原産地表示についても、EUもしくはアメリカのCOOLというような表示等も含めて言うと、やはり国際的には品質とは関連しない表示ということで検討されていますから、そういう点も重要な指摘だろうというふうに思っています。

それから3つ目です。3つ目は、先ほど資料の2でご説明があったⅢのところ、これまで懸案になった事項ということで、いわゆる健康食品の表示に関する検討会での取りまとめ、それが消費者委員会での報告になったもの、それから栄養成分表示についてもそうですが、いわゆるこれまでの宿題を、これは難しいので、最終的にはこの本検討会に持ち越されたものがすべて課題として積み残されています。ですから、これについては委員も創意工夫や協力をして、必ず何らかの答えを出さないといけないというふうに私は理解をしております。

これまでに加工食品の原料原産地表示の拡大については消費者委員会食品表示部会の下に専門調査会を設置して議論をしてきましたが、最終的には結論が出なくて、こちらにまたバトンを戻されたわけです。ですから、そういう面では、原料原産地の拡大について、やはりどういうふうに引き続きやるかということも必要でしょうし、栄養成分表示については、先般終了した検討会では、栄養成分のなかでナトリウムは優先順位が上がったわけですが、あとは実効性なり、そのことについては、やはりこの一元化の中での検討していかなければならない課題になっていると思います。

それから、特保の表示効果についても提言が出されています。これらこれまで消費者庁の検討会で懸案となっている事項や消費者委員会から示されている3つの宿題は最低限こなさないといけないと思っています。

それから4つ目です。今回の食品表示が及ぶ範囲についてコメントしたいと思います。食品表示の法律が及ぶ範囲は、アルコール飲料みたいなのは含まれていませんが、それで

いいかということです。

EUは今回、大変な議論になったのは、一つは、アルコール飲料が特に若い人をターゲットして社会的な問題となって、アルコポップ（“alcopops”）ということで、果汁炭酸入りの低アルコール飲料のようなものが非常に流行しています。

そういうものが日本でも、酒税法に基づく国税庁の管轄であります。一般にはスーパー、コンビニでは飲料と同じ棚に売られており、それがノンアルコール飲料とか低アルコール飲料ということで、同じ売り場で買うことは消費者からはできます。こういう点は、今、日本では問題になっておりませんが、大きな問題と推測されますので、この点についても議論をどこかですべきだというふうに思います。現行の食品衛生法の定義では、アルコール飲料は食品に定義されていますし、これまで従前にもいろんな形で表示はされておりますので、そういう点から、食品とそれ以外のものにかかわる境目の部分もどうしても出てくると思いますから、その議論が必要だと思います。

それから、最後に5点目ですが、表示を検討する上で、ぜひ用語の定義が必要だということです。先ほども迫委員のほうから「健康食品」について質問が出されておりました。これまでの法律における「食品」、「食品添加物」などの定義に加え、いわゆる健康食品などの定義は、国際的な定義（コーデックスの定義）を参考にして見直すとともに、明確にすべきであります。これまではいわゆる健康食品については、厚生労働省時代も含めてそうですが、健康食品の頭に「いわゆる」という言葉をつけたり、健康食品に鍵括弧づけをしていました。そういうことからすると、やはり国際的な定義を参考にして、今の現行の定義が果たして妥当なものなのか、それとも新たに設定することが必要なのかということぜひ議論すべきでありますし、特に食品表示制度全体を設計する上で、言葉の定義をどのように決めるかというのが大きな鍵となります。そういう意味では、コーデックスや欧米や行政の法律が一切用いていない健康食品についても、いわゆる健康食品と、言葉の定義の検討も必要でしょうし、このように行政が用いる用語について慎重にやる必要があるというふうに思っております。

以上5点をコメントさせていただく。以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

それでは引き続きまして、迫委員、お願いいたします。

○迫委員 日本栄養士会の迫でございます。

私も栄養成分表示検討会、また原料原産地表示の検討会等々に出させていただきまして、そういう議論をしている中で、この食品表示というものが、商品選択、食品選択と言いますが、その選択の指標としては大変重要であると考えております。

ただ、その一方で、市川委員のご指摘にもありましたように、大変複雑なルールのもとに表示がされているので、本当に消費者が必要としている情報にすぐに手が届くのか、見られるのかと、そういう部分ではかなり疑問がありますので、やはり表示の内容等々については、限られたスペースの中での優先順位をきちんとつくっていくべきであろうと思う

わけでございます。

そういう中で、生命または健康に直結するような内容というものは、これは安全という言葉でも言いあらわせますが、かなり優先度としては高いものであろうと思うところがございます。

現在の日本の健康問題に少し触れさせていただこうと思います。現在、糖尿病がものすごく増えてきている。これは平成19年の推計で糖尿病が強く疑われる人、またはその可能性を否定できない人が2,200万人を超えています。この数字は、日本の総人口1億2,000万程度になりますけれども、総人口に対して17%、20%弱ということになるんですが、糖尿病の発症しやすい年齢である40歳以上の人口をベースに計算すると、もう3割から4割が糖尿病の可能性が否定できない。また、高血圧に至っては3,500万とか4,000万とかという高血圧症者がいらっしやるということになると、これも総人口の3割、そして40歳以上の人口で見れば6割近くということになってまいりますと、これは緊急の課題であろうと思っております。

こういう国民病と言ってもいいような病気の蔓延の中で、現在の食生活の状況を見ると、加工食品等々への移行が進み、素材を見て栄養量がわかるというふうな状況ではなくなっているのではないかと。そうしますと、その食品の持っている栄養量がきちっと認識できる、消費者の方に理解していただいて自分自身が選ぶことができるようにする、そのための情報提供というものは従前以上に優先度が高くなってきているのではないかと、そんなふうに思うわけでありませう。

もう1点、先ほどちょっと健康食品の問題を質問させていただいたんですけれども、いわゆる健康食品と言われるものの中には、錠剤であるとかカプセル状のものがあって、それこそ全く中身がわからない状態。錠剤、カプセルタイプのものというのは、その形態ゆえに過剰摂取の可能性が非常に高くなってまいりますので、そういう意味でも危険性が非常に高いのではないかと。少なくとも微量栄養素等についても、義務が必要かどうかはまた別といたしましても、そういう情報提供は適切にされるべきであらうと思うわけがございます。

この食品表示が、一人一人の健康状態、または関心の状態など、さまざまな状態に合わせて、その食事の組み立てに生きてくる。そういう利用される表示であるべきですし、利用していただかなければならない表示である、利用すべき表示であるというふうな位置づけを国として政策的に展開していくことが必要ではないかと、こんなふうに思っております。

以上でございます。

○池戸座長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、田崎委員、お願いいたします。

○田崎委員 私どもは食品衛生法とJAS法の2つの法律を所管させていただいております。他の委員の皆さんからもお話がありましたが、今、表示の一元化の目的というのは、

やはりユーザー、すなわち消費者の方が知りたい内容が、その優先順位に基づいて記載されてくるのが必要なのかなと思います。またさらに、それが見やすく理解しやすいことが優先されるべきだと私も思います。

私は職業柄、食品、商品の表示はよく見ますけれども、法定表示、あるいは指導による表示というのがあると思います。さまざまな表示が記載されていますけれども、記載事項が多くて、やっぱり消費者の視点から見ると、かえってわかりにくくなっているような気がします。表示されるべき内容については極力シンプルな表示が望ましいというのが、まず一つ原則なのかなと思っています。

方向としては、いろいろなものを盛り込まなくてはならないという方向でもあるわけですが、ただ、そんな中で、やはり優先されるべきものとしては、国際基準も見ながら、食品のリスクの面から見なくてはいけないという衛生面、次に、選択性を重視しながら見ていくことが重要なのかなと思います。

各論になってしまいますが、食品の個別の表示基準の整理がちょっと必要なのかなと思います。これは食衛法でも J A S 法でも、食品の個別の表示基準がそれぞれあって、食品の特性に特化した具体的な表示の義務が定められています。例えば食品衛生法では、食肉製品とか冷凍食品など、表示事項というのは成分規格に影響を受けるものがほとんどでして、食品の製造工程に対する規定と切り離して考えることはできないものです。一方、J A S 法についても品質表示基準がそれぞれ規定されているので、一つの食品にかかわる規格あるいは基準あるいは分類がありますので、法の一本化に当たり、各省庁が決めている、それぞれの製造とか加工とか、そういったレベルのものについての綿密なすり合わせというのがやはり必要なのかなという前提があるなと思っています。

それから、表示という面から、大きな面から見たところとちょっと違って、このような議論にはならないのかもしれないのですが、表示制度を担当する組織というのは、最終的に違反とか違法なものに対応していかなくてはいけないというのがありますので、表示を担当する行政の組織としては、効率的な、あるいは的確なルール設定とか、監視の観点から見た食衛法、J A S 法の、その他関係法規の専門的知識を持っている行政組織でないといけません。そこら辺が、この新法を運用していくのに、どういう形で対応していくのかと。そういった迅速性、合理性、あるいは効果的な点で、行政のほうも高めないと、やはり形だけつくっただけでは、実際に現場でそれを指導あるいは監視してきて、改善させるというところが必要になってきますので、その辺も含めて議論が必要と思っています。

それから、違反對応などもありますけれども、J A S 法なんかでも、あるいは食衛法でも、臨検報告の監視員が、担当者が施設に行って指導しますが、コンプライアンス意識が低くて立入検査を拒否するような業者も少なくない中で、表示調査の権限も少しでも上乗せできるような対応も少し考えていかなくちゃいけないのかなと。これは表示の表面の部分だけではないので、さまざまところで、検討が必要なのかなと考えています。

あとは、食衛法には一般的禁止行為を解除した営業許可というのがあり、公衆衛生上の

危害防止の観点から行政処分できるような仕組みになっております。ただし、J A S法の表示違反というのは、表示を改善して直してしまいますと、処分ができない。J A S法は指示・公表に重点を置いていますけれども、必ずしも効果的でない場合もあると思います。

法を一元化するなら、指示・公表、あるいは行政処分、命令、あるいは最終的に告発とか直罰規定の形の、段階を経た流れをつくっていくのが必要なのかというふうに考えます。

それから、所管する各法律の定義の統一化というのもありまして、J A S法にしても食衛法にしても、製造という言葉一つでも、それぞれの所管庁の考え方が違い、統一化されていないというところがありますので、ここら辺の明確な位置づけというの、表示を見ていく中で、やはり随時決めていかななくてはならない内容で、表示の表面のところじゃなくて、その背景にあるものもここで十分議論しながら、各省庁に話を持っていくことが必要と思っています。実効性ある表示というのを目指すのであれば、その辺の議論が必要になると思いますので、よろしくお願ひしたいと考えております。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

続きまして、中川委員、お願ひいたします。

○中川委員 中川でございます。

私は、この検討会の中で、多分唯一の法律の専門家という立場だと思っております。私は、行政法、つまりお役所が国民との関係で使う法律全般を専門にしております。消費者法関係では、消費者庁設置前後あたりから、縁があつていろいろご相談を受けております。長官にも何度かお会いしております。

例えば今日のお話ですと、特保の許可制度の専門調査会で意見を述べたことがございます。これはかなり難しい問題ではあるんですけども、選択肢はそんなにたくさんあるわけではない。そういった意味では、どれかを選ぶということなんですが、どれを選ぶかというのは、かなり事業者側のコストが変わってくるということで、相当難しい問題ではあります。

この検討会で一番重要な課題だと思っておりますが、食品の表示の一元化というのは、もともと消費者庁ができたときに、表示関係は、何もかも消費者庁に来てしまつて、消費者庁はご苦労されているんじゃないかと思つておりました。一元化というのは、消費者の選択を確保するという消費者行政の観点から、全部を見直すということができないのではないかという事務局の下調べのもとに行われているんだろうというふうに思います。これは、消費者庁をつくった意義から見て、正しい方向だろうと思つます。

とはいえ、制度をつくる時には必ず考えなければならないことがあります。先ほど行政処分という言葉がありましたけれども、法律や命令を守らない人に対してどうするかという、その後始末のことを考えなければいけないというのが法律家の考えることございまして、有効な、かつ実効性のある制度作りが必要です。行政に権限はあつてもなかなか

使えないというのも、つくってもしょうがないので、有効なものをつくっていくところが、かなり重要なことになってくると思います。

そこまで議論がいくかどうかはわかりませんが、そういうことも考えますと、かなり盛りだくさんな検討会でございまして、間に合うのかなというところは少し心配ではあります。

○池戸座長 ありがとうございます。

それでは、仲谷委員、お願いいたします。

○仲谷委員 日本チェーンストア協会の仲谷でございます。

商品の表示といいますのは、消費者がそのものを外見からでは評価できない商品の情報を消費者に伝達し、商品選択に資する、いわゆる商品にかかわる契約条項、内容のようなものであるといえると思います。そういった観点から言いますと、先ほど少しありましたが、私ども小売事業者は、食品にとどまらず、衣料品、住居余暇商品など、いろいろな消費材を取り扱っております。今回は食品ということでございしますが、長官もいらっしゃいますので、今後の延長線上としては、他の消費材に至っても同じような消費者にわかりやすい表示を目指すという観点での、家庭用品品質表示法もございしますので、今後の取組みに期待したいというふうに思います。

食品に関して言えば、品質の原材料にかかわる表示、あるいはお客様のリスクに対する表示ということでアレルギー表示などもございまして、今後の社会的要請を見据えた栄養成分表示、栄養情報といったものがあるわけで、事業者はそういう商品の情報を、食品衛生法、乳等省令、JAS法でも品質表示基準、個別品質表示基準、米トレーサビリティ法、特定JAS法、公正競争規約、健康増進法、計量法と、いろんな法律を遵守しながら表示を作成しています。それも常に改正が行われて、その新しい情報を入手しながらつくっているということで、消費者との約束をきちんと守るためにやっています。

やはり、表示がこれだけ複雑なものになってくると、先ほども出ておりましたように、もっと簡素化するというふうなところが必要になってくるんじゃないかと思います。そして、詳しい情報は必要なときに必要な方に届けられるように、情報の提供方法も含めて検討していくことが必要ではないかと思います。事業者にとっても間違いのない、消費者にとってもわかりやすい、そういう表示を目指していければというふうに思っております。ウェブサイトや二次元コードなど、いろんなツールがございしますので、本当に必要な方に必要なときに必要な情報が届けられるように、包装資材への表示に止まらずこういった包括的な検討をできればと思います。

例えばこの参考のところ、いろいろな事例写真を提示されておりますが、いわゆる法律に則って表示するものと、事業者が任意的に表示しているものが混在して例示されております。そういった任意表示のあり方も含めて検討できればというふうに思っております。

○池戸座長 どうもありがとうございます。

ちょうど半分の委員にご意見いただきまして、あと半分ありますので。

中村委員、先ほどのコンニャクの凝固剤は次回までに確認して。

○中村委員 あれは宿題ですね。

○池戸座長 ええ。

じゃ、よろしくをお願いします。

○中村委員 食品安全グローバルネットワークの中村です。

まず第一に、示された3法令だけではなくて、食品表示に関するすべての法令を取り込むと。食品衛生法、食品衛生法の施行規則の第21条ほかでございます。それから健康増進法、JAS法、牛トレーサビリティ法、米トレーサビリティ法、景品表示法、それから不正競争防止法、計量法、それから酒税法、酒類の表示の基準ほかがあると思います。なお、これらの法令の表示部分を取り込んだときは、食品表示については、こうした関係法令を適用しないということが必要じゃないかと。なお、喫食による危害の防止、食品の安全については、今回の表示の一元化の検討ですね、それから切り離して、完全トレーサビリティ等、制度を実施するなど、別途検討すべきであるというふうに思っています。

それから、対象とする表示につきましては、狭い意味での食品ラベル表示ではなくて、ラベル表示以外の容器・包装の表示、カタログ、パンフレット、新聞・雑誌の広告、テレビの広告、インターネットの広告、店頭での掲示、講演等、こういったものまで対象とするかどうかを検討するという事です。

それから3番目ですが、義務表示とする項目についての課題ですけれども、原産国・原産地についてのルールをもう一度見直す。

それから、特定原材料のエビ、カニの表示の方法については再検討する。

それから、表示免除の多い食品添加物の表示のルールを大幅に見直して、真の意味での全面表示とすると。

それから、遺伝子組換えの食品、食品添加物については、安全性審査の対象外であっても、すべて表示する。

それから、栄養成分のナトリウムの表示については、換算係数の使用というのは煩雑ですので、食塩相当量での表示に変更する。

それから、特別用途食品の表示の許可については、一定期間ごとの生産・販売実績の届け出を義務化するとともに、更新制度を設けると。

それから、内容、質量については個数表示を再検討する。

それからさらに、冷凍食品からチルドへの保存温度の変更による賞味期限の変更、それから冷凍から常温への保存温度の変更による賞味期限から消費期限への変更がみられる、いわゆる保存温度変更食品、この流通にかんがみて、製造日を併記させる。なお、保存温度変更日は製造日とはみなさない。

それから、製造者の住所・氏名についての固有記号の制度を廃止する。

それから、優良誤認関係ですけれども、いわゆる健康食品の氾濫に、学者や研究者による講演を利用する講演商法を利用されています。事実を反した表示、例えば、動物実験で

得られた摂取量から見てあまりにも少ない摂取量で効果があると印象づける、こういった表示がなされていないかどうか、国民生活センターが監視できるようにする。

それから次に、消費者のアクセス権の保障です。消費者からの表示の根拠が求められた場合の、製造者・販売者の根拠開示の義務化を徹底する。

それから、次に運用ですが、施行機関は消費者庁に一元化する。監視、商品テストを地方の消費者センター、国民センターが行えるように、設備・人員・予算を措置する。

それから、公正競争規約を充実し、ほとんどの食品を網羅することで、消費者と生産者の適切な利益を確保する。すなわちウイン・ウインの関係ですね。例えば、食品添加物の無添加表示をしない、あるいはさせない、こういった公正競争規約をつくると。

食品業界に長年いましたものですから、そうした経験を生かしながら議論に加わっていきたいと思っています。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

二瓶委員、お願いします。

○二瓶委員 日本惣菜協会の二瓶です。私の問題意識は、これまでの委員の皆さんが申し上げられたものと重複は避けながら申し上げたいと思います。

まず、その検討項目にあります、消費者にとってわかりやすい表示方法のあり方ということで、非常に大事なことだと思いますが、これは当然として、加えて、やはり食品事業者にとっても理解しやすい、あるいは誤解しにくいといえますか、適正表示を担保していくものに、担保するに資するような体系といえますか、あるいは基準のあり方、こういったことも念頭に置く必要があるんじゃないかというふうに思います。

それでさらに、先ほど鬼武委員からも出ましたけれども、用語の定義は本質的な議論と並行してやっていかないと、別々にというのもあるのでしょうかけれども、何か誤解やなんかが生ずるもどかというふうに思います。例えば、先ほどありましたように、アルコール飲料が含まれるのか含まれないのかと。それからもっと言えば、生鮮食品とは、加工食品とはというのは、JAS法の品質表示基準では非常にはっきりしておりますけれども、食衛法等ではすっきりしないものもありますし、主要3法の一元化を考えると、これは論議と並行してやっていかないと、さまざま障害が出てくるような気がしてなりませんので、ぜひやっていただければと思います。

あるいは、その検討項目いずれをとっても、一定に表示方法あるいは表示基準の骨格といたったものが見えないと、なかなか実質論議できないんじゃないかというふうに思いますので、これも先ほど田崎さんのほうからご意見ありましたけれども、やっぱり切り離してやるべきじゃないというふうに思いますので。ただし、運営の仕方としては難しいものがあるかと思うので、分科会なり専門部会みたいなものでやっていくのか、あるいは、事務局に非常に負荷がかかると思いますけれども、事務局でやっていただくか。いずれにしても、この論議と並行して、この検討会と並行してやっていかないと、非常に見えてこな

いような気がしてならないんですね。

つまり、何という名称になるかわかりませんが、仮に食品表示法とか基本法というような名前になったとして、その条文自体は非常にスマートにできたとしても、実際、一番消費者の、あるいは事業者も、関心あるのは表示基準そのものだというふうに思いますね。あるいは表示方法だと思いますので、ぜひそれは強く念頭に置いて進めていくべきじゃないかというふうに思います。そんなようなことを強く今感じて、論議を聞いておりました。

以上です。

○池戸座長 どうもありがとうございます。

それでは続きまして、堀江委員、お願いいたします。

○堀江委員 私は消費者の立場からですが、ちょっと表示がわかりにくいというか、消費者がやっぱりかなり勉強しないと今までの表示というのはちょっと理解できないかなと思いますので、その辺、わかりやすいものをつくっていただければと思います。

それから、普段ちょっと思っていることは、JAS法と食品衛生法で解釈の違う部分が今も大分あると思いますので、その辺が統一できたらいいかなというのと、先ほど迫委員からもお話がありましたが、糖尿病とか、いわゆる高血圧とか、増えているというお話がありましたけれども、容器包装、包装のものは表示の義務があるけれども、ばら売りはないとか、それから、スーパーでもデパートでも、店内加工したもの、それは栄養表示とかいろんなもの、含有量の表示がなくて済むというJAS法になっていると思うんですけども、その辺も今、帰りがけに見ていますと、本当にお惣菜を買っている人も大変多いですし、だんだん家庭でつくらなくなっている世の中で、そういう何かPOP表示でもいいので、何かその辺のことも少し検討していかなくてはいけないのじゃないかと日々思っております。

とにかく消費者にというか、私たちが見て、誰でもがわかりやすい表示方法、それを考えていければと思っています。

○池戸座長 ありがとうございます。

続きまして、丸山委員。先ほどもちょっとお話に出ましたけれども、続きまして、お願いいたします。

○丸山委員 先ほど、今回初回でもありますので、あえてと申し上げました。それで、今日のところの説明の資料のところの各論の前のところ、表示をこういうふうに視点で考えたいというようなことがペーパー1枚でもあれば、変わったなというふうにすごく感動しながら討議も参加できたんですけども、そうでもないで、あえて申し上げたということでもあります。

わかりやすく、そして使える表示というのは、何よりも消費者の願いの一つの実現として、大きな長い間の運動の課題でもありました。そして、今回一元化を進めるのであれば、本当に今までの、あれはあれ、これはこれということで表示というようなものができてき

たようなものではなくて、まず大きく全体を押さえるということが何よりも大事なんだという思いを持っております。商品であれば、その表示で何を押さえなければいけないのかということを考えておくということは、それは非食品でも食品でも使えるものでもありますし、物差しでもあります。

消費者庁という場での議論でありますので、だからあえてそのところ強く期待をしたいですし、そういうようなことがより、先ほどのお話でもありましたとおり、信頼の絆としての表示というようなことにつながってくるんじゃないかというふうに思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

じゃ、森委員、お願いします。

○森委員 食品産業センターの森でございます。

既に先ほどから、各委員からいろいろご意見が出ておまして、私のほうでは若干重複するところはあるかと思いますが、現在考えているようなことをお話ししたいと思っております。

まず最初に、平成24年度中に法案提出を目指すということになっておりますけれども、これからこの検討会を開始するということになると、検討課題が、先ほど皆さんもおっしゃったように、かなり大きい課題ということですので、いささか前のめりになっているんじゃないかなという印象を持っております。JAS法、食衛法、健康増進法等には、それぞれ個別の目的がありますので、議論を急ぎ過ぎて木に竹を接いだような一元化ということにはならないようにしたい、すべきではないと考えています。

あとは、わかりやすい食品表示ということで、既に各委員の皆さんからお話ございましたが、現在の食品表示においても、ラベルにはさまざまな情報、例えば先ほどの配布資料の例にございましたようなものに加えて、それ以外にも、資源有効利用促進法によるPETとかアルミとかそういったマーク、それから特保のマーク、飲用乳の公正マーク等、さまざまな表示がございまして、現時点でも一般の消費者の方にとってはかなり複雑に感じられているのではないかというふうに考えております。したがって、食品表示として必要なものとそうでないもの、あるいは優先度といったものを、まず検討すべきではないかと考えてございます。

また、食品事業者としては、お客様相談窓口とかホームページ等を通して、自主的にお客様のニーズに応じたきめ細かい情報提供の強化に努めているところでございます。今後も求められる情報というのは多様化していくと思っておりますし、さらに変化する状況の中では、表示という制度で多様な消費者ニーズにすべて対応していくというのは、かなり困難ではないかと考えております。また、包材の物理的スペースから見ても困難でありますし、表示内容も複雑になりますので、かなりわかりにくくなるのではないかと考えております。したがって今後は、表示のいわゆる義務づけということではなく、事業者の主体的な任意の取り組みを助長するような別の仕組みというんでしょうか、例えば、これまでもございますが、JASの規格化みたいなやり方、そういったもので対応するということが必

要ではないかということを考えてございます。

○池戸座長 ありがとうございます。

続きまして、森田委員、お願いいたします。

○森田委員 消費者から見まして、この食品表示の法律というのは、2000年あたりぐらいから加工食品品質表示基準、生鮮食品品表と出てきまして、本当にここ十数年で大きく変わったという感がございます。大きく変わったのはいいんですが、消費者にとっても事業者にとっても、とてもわかりにくくて、例えばJAS法をとっても、Q&A集を、こんなに厚いものをダウンロードしなくちゃいけないとか、検定まで要するような、そういう難しいものになってしまったということで、ここでやはり大きく見直す一つの機会だと思えます。

JASの委員を何年かさせていただいて、それぞれ個別の議論をずっとしていくわけですが、全体的話というのをこれまでやれていなかったということ、しばしば感じてきました。例えば個別の品表基準なんかを見ていますと、個別の品表で原材料の多いもの順じゃないというのが出てくるわけですが、それはもう消費者からすると、加工食品の品質表示基準に沿ってもう原材料は多いもの順だということで見ているのに、消費者も誤解するし、事業者もわかりにくい。個別品表があるのか、そういうようなことをどこで議論するのかというのが、これまで食品表示の共同会議が数十回行われてきても、なかなか全体的話がされてこなかったなと思えます。

全体的話というと、いろいろありまして、例えば文字の大きさというのがあります。高齢化が進む中で、大変字が小さくて一括表示が見づらい。そういう問題も、今までは個別の議論だったので、字の大きさという問題だけできちんと議論されたことがございません。

それから、優先順位につきましても、同じように原材料の表示の中に、アレルギーの表示と括弧表示とが全部同じ大きさで、だーっと先ほどのインスタントラーメンの表示を見るように目に入ってくる。そうすると、消費者からすると、何を優先して、何が重要な表示なのかというのがよくわからない。消費者の知る権利というのをずっと求めていくとたくさん書いてほしいということになるんですが、実は、消費者の最も大事な、わかりやすい表示を求める権利というのを阻害してきたんじゃないかと思うことがあります。ですから、この際、優先順位というのをきちんと決めて、消費者にとって、まず安全ということが大事、それから国際基準というのも大事ですが、選択に資するというのであれば、その順番をきちんと議論するというようなことができればと思います。

それからもう一つは、優先順位とちょっと重なるんですけれども、表示の記載方法です。表示のラベルだけが食品の表示かということ、いろんな表示方法があるんじゃないかと。例えばお客様相談室で聞くこともできるし、ウェブサイトも出てきた。やっぱりJAS法とかができたその当時と大きく食品の情報を知る機会というのが、変わってきている中で、このラベルの小さい面積の中で全部を書こうとすると、どうしても無理があるわけです。その中で、先ほど事業者の任意の取り組みという話もありましたが、いろいろと工夫をさ

れて、記載をされている。例えばさっきのアレルギー表示にしても、あんなふうに原材料の中に盛り込むと見づらいから絵で出てきたり、工夫がされている。ウェブサイトとかも、いろんな工夫がされるというふうに思いますので、何もこの表示の一括表示の中で、全部同じトーンで何もかも書かせるということについてどうだろうかということも検討していただきたい。

それから、法律の及ぶ範囲ということで、先ほどお酒の話が出ました。今度、ユッケの話が出てきて、明日から初めて外食の分野で、生食用のリスク表示が始まるということですが、外食の分野とか、それから対面表示とか、どういうふうに整理していくのかという法律の及ぶ範囲の問題ということ。

それからもう一つ、先ほどから運用の話、施行の話が出ておりますけれども、食品衛生法と、それからJAS法の、その目的が違うものを一緒に運用するときに、罰則をどうするかという問題があるかと思います。例えばアレルギーのようなものは、消費者からするとすぐ回収してもらいたいし、おなかを壊すようなものはすぐ回収してもらいたい。でも、原材料の順番が変わっているものとかそういうものまで、今JAS法で、本当は厳密に言うところ回収しなくていいのかもしれないけれども、ペナルティ的に回収されて、大変廃棄が増えている。そういう食品廃棄の問題まで絡むと、この運用というのはとても大事な部分だと思います。これを一元化したときに同じように運用したときに、すごく規制がきつくなってしまうということになると、義務化をたくさん増やすということにやはり歯止めをかけなくてはいけないということも出てきます。なので、目的の違うものをどう運用していくのかということところは大事だと思います。

今後の進め方なんですけれども、先ほど個別の話で、遺伝子組換えとか食品添加物とか、いっぱい言いたいこともあるんですが、宿題となっている、もう既にある程度検討が済んでいるものを先にやるということ。そうではない、例えば個別の添加物とかGMに関しては分科会を設けるとか、別のところでやらないと、ちょっと10回ではとても間に合わないというふうに思います。どこまでやるのかという、その共通理解ということで、この10回の工程表をある程度示していただかないと、ある程度決まったところで、じゃ、添加物やりましょうとか、そういうふうに話が戻っていくということになると、まとまるものもまとまらないのかなというふうに思います。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

それでは、最後になって恐縮ですが、山根委員のほうからよろしくお願いします。

○山根委員 主婦連合会の山根でございます。

食品表示の目的というのは、消費者が食品の選択に必要な情報を確保すること、つまり、消費者の権利の確保だと思っておりますので、そのことを一元化法の目的には明確に位置づけていただきたいというふうに思っています。

消費者が安全・安心に食品を選択するために、食品表示の内容、規制手続の統一と規格

の作成、また法執行を含めた所管行政機関の一元化というのは不可欠ということで、私たちは、今年の3月に他団体とともに作り直した食品表示法要綱案というものを、もう既に消費者庁にも届けてございます。おいおい、そういった中身もこの検討会でご紹介できればというふうに思っています。

ただ、この検討会は10回ということで、10回の議論で何がどこまでできるのかというのは大変疑問に思っております。少し前に終わりました栄養成分表示検討会、その中の継続議論といいますか、課題の整理だけでもどれだけかかるのかなというふうに思いますし、今後どういったふうに、この10回で何をまとめるのか、ちょっと不安に思っております。

それから、これはご提案なんですけれども、この議論、食品表示全般の議論でございますので、食品表示法にかかわるもの、農水省、厚労省、それからお酒の表示については国税庁、そういった担当の方々にぜひこの場に同席をさせていただいて、ともに議論を進めるべき、進めていただきたいというふうに思っております。1回お呼びをして意見を聞くというような形ではなくて、ぜひ長くともに議論をしていくというふうにしていただければと思って、ご提案を申し上げます。

それからもう一つ、お願いですけれども、この検討会の資料ですけれども、なるべく早くに、事前にお送りいただきたいということをお願い申し上げておきたいと思っております。できたところからで構いませんので、早目にお送りいただければ、それぞれ私たちが事前に読んでおけると思っております。本当は、できれば紙ベースで送っていただきたいところですが、それはできる範囲でお願いしたいというふうに思っています。

以上です。

○池戸座長 どうもありがとうございました。

限られた時間の中で、非常に有効で重要な内容のご披露があったかと思っております。ちょっとそれぞれの委員のご意見を一つ一つ、本当はこれから議論を進めていかなきゃいけないんですが、これは恐らく、今、言葉で言われたんですが、これは議事録のところで、委員の皆様方、ちょっとご確認していただければ、また我々も後からお互いに、こういうことを言っているんだなというのがわかりますので、その点ひとつお願いしたいと思います。

私の立場を若干お話しさせていただきますと、先ほどからいろいろご意見と共通するような中身でございますが、基本的に表示そのものの機能とか役割というのを、この機会にやはり原点に返って考えるべきだろうと。それで、この表示というのは、利用・活用するというのは基本的には消費者の方、もちろん業界のほうも利用する部分があるかと思うんですが、何をにおいても理解して活用できるような、わかりやすい、そういうようなシステムなり仕組みが必要だろうと思っております。そのためには、先ほどからご意見いろいろ出ていますように、消費者に対する情報の提供のあり方というのが果たしてどうあるべきかという、その中で表示というのがどういう役割をやるかと。そういう少し幅広い情報伝達媒体、情報伝達のあり方がどうあるべきかという、そういう観点でもう一度、表示の役割というものを見直してもいいんじゃないかなというふうに思っております。

これは当然のことながら、消費者基本法の中で書かれている消費者の権利のところも頭に置いての話だと思います。したがって、せっかくルールができて、理解されず活用されないような制度というのは非常に、せっかく業界のほうで努力しても、それが報われていないと。言い方を変えると、先ほどのように両方の、供給者、消費者のコンセンサスが十分得られるような仕組みにしていっていただきたいと思います。

それから先ほど、本当に事務局のほうの立場をご心配されて、この10回で何をやるかという、そういうところのことも、非常に私自身も心配でございまして。この後、今後どういうふうに、どういう進め方で行うかという、その辺、事務局のほうからご説明があるかと思えますけれども、とりあえず今日は第1回目でございますので、皆様のご意見を大ざっぱにお聞きしたという形にさせていただきたいと思えます。

今、委員のそれぞれのご意見を踏まえて、消費者庁さんのほうで何かコメント等、特にございましたらお伺いさせていただきますが。

どうぞ。

○福嶋長官 どうもありがとうございました。というより、これからどうぞよろしく願います。

今、皆さんのそれぞれのコメントをお聞きしていて、思いといたしますか、目指すところは一致していると思うんですが、その手法といたしますか、個々の論点というのはこれから大変な議論になるなというふうに思います。ただ、その議論をきちっとやっていかなければ、いい本当の食品表示が生まれないと思っております。皆さんからも出されておりましたけれども、食というのは私たち人間の一番の基本ですから、食品表示というのは消費者の知る権利の最も基本的なものだろうと思えますし、それは、よりよい社会づくりにつながるし、一人一人の消費者を守ることにもつながる、本当に大事な取り組みだと思っております。

消費者庁としても一生懸命やっておりますので、どうか今後よろしく願いをいたします。

○池戸座長 ありがとうございます。

それでは、先ほど委員の中からも、これからどうするんだという、そこら辺のご心配もあるかと思えますので、この後の議事でスケジュールのことがございますので、それを事務局のほうからちょっとご説明いただきたいと思います。

○平山企画官 では、資料の3でございますけれども、今後のスケジュール（案）というものを1枚、資料をおつけしております。ご覧いただければと思います。

まず第1回目、本日でございます。食品をめぐる現状と課題ということで、委員の皆様方から貴重なご意見をいただきました。本当にありがとうございました。

一応大まかな目安でございますけれども、第2回目以降、次回以降ということでございますけれども、大体このように考えてございます。今いただいたご意見などを踏まえまして、まさにこの検討会で検討すべき事項というものを整理いたしまして、それについて検

討を進めていくということが肝要かと思っています。それで、いったん中間論点整理というものをさせていただきたいなと思っています。そして、中間論点整理、これを踏まえてさらに検討して、最後の報告書の案に、取りまとめにつなげていきたいというふうに考えております。

一番下に※がございますけれども、この間、消費者の方、さらには事業者の方などから意見をお聴きする場というものを適宜設定してはどうかと思っております。さらには、それでもなかなかその場に出てこられる方というのは限りがありますので、中間論点整理、これを一般にお示しして、それに対する意見募集というものを実施するのはどうかというふうに思っております。

非常に大まかではございますけれども、ご説明とさせていただきます。

○中村委員 ちょっと質問ですけれども。

○池戸座長 はい、どうぞ。

○中村委員 今おっしゃった、意見聴取する場を適宜ですけれども、これは10回の中に含むのか。あるいは、別途ご検討されるのでしょうか。

○平山企画官 今のところ、10回の別枠かなと思っております。10回の中に含めようと、それで1回飛んでしまいますので。

○池戸座長 よろしいでしょうか。

これは、検討項目というのは、開催要領に一応3つ書いてあるんですけれども、まず次回はどういうことをやるかというのは、ちょっと具体的に、もしわかれば教えていただきたいんです。

○増田課長 この検討項目というのは、実は今日の委員の方々からの意見を踏まえて、2回目以降どんな議論をしていこうかということ、検討会が終わった後、座長とも相談しながら決めて、皆さんにお示ししたいと思っております。

ただ今、皆さんのご意見を伺っていますと、新しい制度のものと表示で、そもそも何のために表示をするのかですとか、わかりやすい表示ですとか、あるいは表示の優先順位をつけるとか、そういう全体の議論を最初に行って、枠組みを決めていくようなことをしていくのがいいのかなと思っておりますが、具体的には、今日の議論を整理した上で、座長と相談させていただきたいと思っております。

○池戸座長 ということなのですが、これは月1ですので、そんなには余裕がございませんから、できるだけ早目に決めてですね。

急に各論に入るんじゃなくて、まず、今日お話に出た、どういうやり方がわかりやすいとか、その辺のところを、まず総論的な全体像のところを議論してやるのかなというのが、この資料3のほうで例と書いてございますけれども、そういう趣旨だと思います。この辺は、私と事務局のほうでちょっとご相談させていただいて、早目にご提示させていただくということで、ご意見等もそれを踏まえて準備をしていただくということで、よろしいでしょうかね。

何か特段、この機会に、そのほかご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。
はい、どうぞ。

○鬼武委員 資料3のところ、中間報告についてです。これまでの検討会では意見を聴く場としてパブリックコメントを求めたことはなかった点からすると大きな前進点として、いろいろな立場の人、消費者から意見を聴くために中間報告にいて意見を聴くことは重要であると考えます。第1回の検討会に200名を超える傍聴者の申し込みがあること、ここにいらっしゃる皆さんもそうですが、表示の一元化について関心が高いテーマですので、できれば最終報告のドラフトの時点でも、もう一度意見を聴くような場はあっていいというふうに思っています。せつかく中間で聴いて、もう一度最後の報告書にも聴くような場は必要ではないかと思えます。タイムスケジュールの点もあるでしょうが、ご検討いただけないでしょうか。

○池戸座長 ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、ちょうど4時ちょっと前で、皆様のご協力で時間どおりいきました。

そのほか、事務局のほうで何かございますか。

○増田課長 特に事務局からはございません。

○池戸座長 よろしいですか。

それでは、本当に今日はいろいろと、初回ということでもろんなご意見をいただきました。次回につきましては、これは事務局のほうで調整していただいて、10月25日の火曜日の3時からということで、これは改めてまたご案内が行くかと思うんですけども、場所が航空会館にて開催というふうになっているということでございます。ということで、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

今日はどうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後3時57分 閉会